



青色ニュース

~品川青色申告会-会報~
S-A-S bullettin 4月号

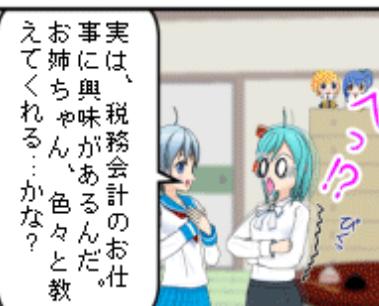
〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F

Tel : 03-3474-7564㈹ Fax : 03-3458-2616

«ホームページ»

<http://shinagawa-aoiro.gr.jp>

GOGO! 葵ちゃん
~味の前でモ GOGO! の巻~



重要ですのですので必ずお読み下さい!

サポート関係書類
受取りについて

【受取期日】
★4月1日(火)～9月30日(火)
※営業時間内にお越し下さい。

確定申告お疲れ様でした。
さて、決算・申告サポート時に職員

署がご案内したとおり、品川署又は荏原署が所轄税務署の方で、確定申告書の清書を行つた方(イータックスの代理送信又は決算・申告サポート時にレターパックをお申込み頂いた方、他署が所轄の方を除く)は、注意が必要です。

現在当会において税務署の收受印が押印された平成25年分の決算・申告書の控えをお預りしてあります。この書類を平成26年4月1日～9月30日までの間に品川青色申告会事務局へ受取りに来て頂く必要があります。なお、期日までに受取りに来られなければ、原則としてショレッダーをかけ、廃棄処分とさせて頂きますので、ご注意下さい。

この間は、原則としてショレッダーを押印された平成25年分の決算・申告書の控えをお預りしてあります。この書類を平成26年4月1日～9月30日までの間に品川青色申告会事務局へ受取りに来て頂く必要があります。なお、期日までに受取りに来られなければ、原則としてショレッダーをかけ、廃棄処分とさせて頂きますので、ご注意下さい。

持ち物

★お越し頂く方の印鑑
お持ち下さい。

★本人受取りの場合、左記のいずれかを
お持ち下さい。

- ①会員カード
- ②品川青色申告会の収受印が押印された、平成25年分確定申告書の控え
- ③品川青色申告会の収受印が押印された、平成25年分確定申告書の控え
- ④代理人受取りの場合、左記のいずれかを
お持ち下さい。

青色共済にご加入されている皆様へ

給付金の請求忘れはありますか?

入院見舞金等の請求期間が切り替わります。5日以上入院し、まだ入院見舞金の受給手続き等をされていない方やその他請求事由に該当する方は、お早めに請求して下さい。

- ・平成26年4月末までの請求は……平成23年5月1日以後の入院等が対象
- ・平成26年5月1日以後の請求は…平成24年5月1日以後の入院等が対象



品川 葵(葵ちゃん)：品川青色申告会期待の新人さん。人に教えるのは苦手です。



品川 空(ソラちゃん)：葵ちゃんの妹

もう一度決算の内容を ご確認ください！

**決算・申告について
誤りがあった場合には
次の手続きが必要です。**

税金を多く払った！

経費の計上漏れがあった等

税金を少なく払った！

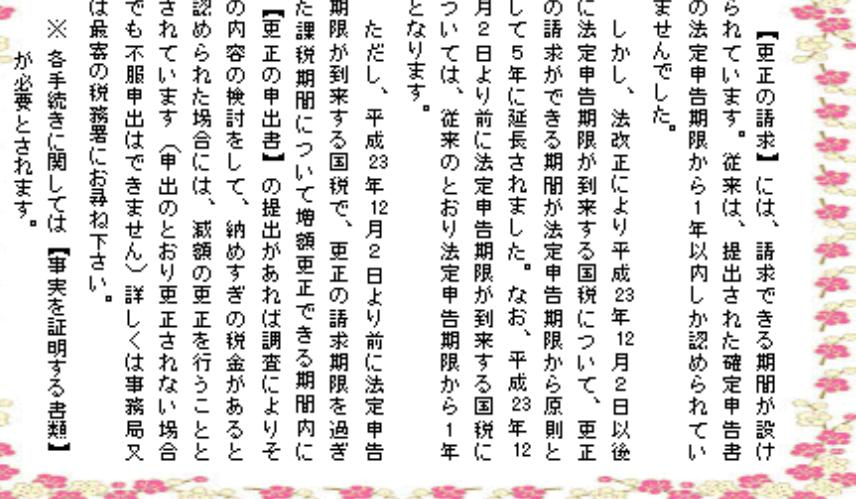
家事按分の処理の漏れが
あった等

【更正の請求を行います】

『更正の請求』と言う手続きをする事により納めすぎた税金が還付されます。

【修正申告を行います】

速やかに『修正申告』をしましょう。
遅くなると延滞金等が加算され、負担が多くなる場合があります。



【更正の請求】には、請求できる期間が設けられています。従来は、提出された確定申告書の法定申告期限から1年以内しか認められていませんでした。

しかし、法改正により平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として5年に延長されました。なお、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、従来のとおり法定申告期限から1年となります。

ただし、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求期限を過ぎた課税期間について増額更正できる期間内に【更正の申出書】の提出があれば調査によりその内容の検討をして、納めすぎた税金があると認められた場合には、減額の更正を行うこととされています（申出のとおり更正されない場合でも不服申出はできません）。詳しくは事務局又は最寄の税務署にお尋ね下さい。

* 各手続きに関しては【事実を証明する書類】が必要とされます。

お～んなか
お～んなか
お～んなか
お～んなか
お～んなか
お～んなか



●代 金

総勘定元帳

- ☆『ブルーエイト』☆『ブルーリターン』
- ☆『やよいの青色申告』14、以前の方』
- (注)バージョン等によって、対応できない場合があります。ご了承下さい。
- 印刷内容……損益計算書・貸借対照表・

※ 昨年度の会計データをお持ち下さい。
また、年次更新等が行われていない場合には、年次更新もいたします。
その他、「不明な点等は、品川青色申告までご連絡下さい。

GOGO！葵ちゃん～今年もやり直しの巻～



帳簿書類の保存方法は、原則として紙による保存が必要です。その為、パソコン会計リフトを利用している方も、帳簿書類を印刷し、紙による保存が必要となります。（電子媒体による保存は、税務署への申請及び一定の要件があります）

品川青色申告会では、ブルーリターン等の一部のパソコン会計について、帳簿等の印刷サービスを行っております。どうぞお気軽にご利用下さい。

(注)帳簿：例 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、など

帳簿の印刷が
必ず季ですよ！

改正論点

【収入印紙の貼付】

印紙税法の一部が改正されます。『金銭又は有価証券の受取書』については、今まで記載された受取金額が3万円未満の場合非課税とされ、収入印紙の貼付は不要でした。この非課税金額が改正され、平成26年4月1日以後に作成されるものについては、受取金額が5万円未満の場合、非課税となります。



「迷惑をおかけしました」

2月からの申告サポートは予約制にもかかわらず、開始予定時間過ぎ、長時間お待ち頂いた方がいらっしゃいました。会員の皆様には、大変「迷惑をおかけしたこと深深地お詫び申し上げます。今回「迷惑をおかけした点を反省すると共に、より良いサポートが行えるよう改善していきます。今後とも宜しくお願い致します。

収入印紙を貼付の際に
消印を忘れまいぞ下さい
『金銭又は有価証券の受取書』とは、金銭等を受領した者が、その受領事実を証明するために作成する「領収書」「受取書」「レシート」等の事です。なお、請求書や納品書等に「代済」「相済」「了」等と記入したものや「お買上票」等と称するもので、その作成の目的が金銭等の受領事実を証明するために作成するものも該当します。

消費税額等が区分記載されている等、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、本体価格により、非課税か否かの金額判定が出来ます。

品川税務署からの
お知らせです！

平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成26年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◆ 受験資格

- ① 平成26年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準すると認める者

◆ 申込書交付期間

※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

① インターネットによる申込書のダウンロード

平成26年5月12日(月)～7月2日(水)

【インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken-go.jp/jukan.html>からダウンロード

することができる。】

② 郵送・持参申込用

平成26年5月12日(月)～6月26日(木)(土・日曜日は除く。)

◆ 申込書受付期間

① インターネット

平成26年6月23日(月)～7月2日(水)

【インターネット申込先

<http://www.jinji-shiken-go.jp/jukan.html>

② 郵送又は持参

平成26年6月23日(月)～6月26日(木)

◆ 試験日

① 第1次試験 平成26年9月7日(日)

② 第2次試験 平成26年10月16日(木)～10月24日(金)のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に品川税務署・総務課

(TEL 03-3443-4171 内線302)まで

お尋ねください。

(注) ニヨキ
この予告は担当職員の私がままにより、勝手に掲載されている可能性があります。過度の期待はしないでお待ち下さい。



さて、来月の
青色ニュースは

平成25年度年度の
講座申込みは、終了致しました。
只今準備中です！

葵です！桜の開花ニュースを聞い
て、春の訪れを感じている今のこ
と。ううん、何かが変
るのかな？

さすがに次のは、ヨウジエクトAO
の発表!?企画側にまづなけれ
ば、盛り下さり

